

保 管 依 頼 書

令和 年 月 日

鎌 ヶ 谷 市 長 様

下記買受公売財産について、買受代金納付後、引渡しを受けるまで、鎌ヶ谷市に保管を依頼します。引渡しを受ける前に下記買受公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、鎌ヶ谷市が一切責任を持たないことに同意します。

また、買受人の都合により、買受代金納付後1月を経過しても下記買受公売財産の引渡しを受けない場合、下記買受公売財産を鎌ヶ谷市が処分することについても併せて同意します。

記

買受公売財産（売却区分番号）

第（ ）号

整理番号

住所

氏名

⑨

電話番号

※買受代金納付後に保管費用が必要な場合、その費用は買受人の負担となります。ご了承下さい。